

高齢者施設管理者様

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症に関して、5名以上の集団感染が発生した場合、県にご報告いただいていたところですが、令和6年4月以降の報告は不要としますので知らせします。

また、国の通知等を参考に感染防止対策を引き続き徹底していただくとともに、令和6年度報酬改定の内容を踏まえ、BCP計画の策定や協力医療機関との連携体制の構築など、各介護事業者において必要となる対応をお願いします。

なお、10名以上又は利用者の半数以上が感染した場合、下記により福祉保健所への報告は必要となっておりますのでご注意ください。

記

1 利用者や職員に感染者が発生した場合

- ・直ちに主治医又は協力医療機関にご相談いただき、重症化を防止するための薬剤の投与等、迅速な対応をお願いします。
- ・感染者が発生した場合の感染防止等に関しては、必要に応じて管轄の福祉保健所にご相談ください。

2 集団発生した場合の報告

○10名以上又は利用者の半数以上が感染した場合

- ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付厚生労働省通知）に基づき管轄の福祉保健所に報告してください

3 感染対策に係る令和6年度の介護報酬改定

- 新興感染症の対応を行う医療機関との連携及び院内感染対策に関する研修への参加
- 新興感染症の対応を行う医療機関の医師又は看護師等による実地指導
- 新興感染症が発生した場合の施設内療養

<令和6年度報酬改定説明資料>

https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024022600121/file_contents/file_2024385184527_1.pdf

4 各種通知等の掲載場所

高知県長寿社会課ホームページ>事業者の皆様へ>新型コロナウイルス関連

>新型コロナウイルス関連通知

○高齢者施設等における感染対策等について

https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020040700133/file_contents/file_20234285111025_1.pdf

○感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方について

https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020040700133/file_contents/file_202342851191_1.pdf

○社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020040700133/file_contents/file_2023428511951_1.pdf